The Monthly Journal of MEXT

SEPTEMBER 2020 9
No.250

文部科学広報

文部科学省 編集

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

萩生田文部科学大臣が再任　新文部科学副大臣、文部科学大臣政務官就任

特集

地域における文化観光の推進について

◆ MONTHLY LINE UP

令和２年度学校基本調査速報公表について / 令和元年度スポーツ功労者顕彰式（プロスポーツ関係者）を開催 / 学びを通じたステップアップ支援促進事業 ～様々な角度からの社会人の学びの応援～

The Monthly Journal of MEXT
文部科学広報 2020年 9月号／No.250

Topics
萩生田文部科学大臣が再任　新文部科学副大臣、文部科学大臣政務官就任 …… 1

特集
地域における文化観光の推進について …… 3
文化庁参事官（文化観光担当）付

文化観光を取り巻く現状 …… 3
文化観光の方向性 …… 4
文化観光推進法の概要 …… 4
文化観光推進法による支援 …… 6
計画の認定 …… 7

文部科学省FLASH
令和２年度学校基本調査速報公表について …… 9

令和元年度スポーツ功労者顕彰式（プロスポーツ関係者）を開催 …… 12

学びを通じたステップアップ支援促進事業
～様々な角度からの社会人の学びの応援～ …… 15

文部科学省「情報ひろば」NAVI Navigation
「文部科学省情報ひろば企画展示室」において新たな企画展示を開始しました！ …… 18

Topics 萩生田文部科学大臣が再任 新文部科学副大臣、文部科学大臣政務官就任

令和２年９月16日に発足した菅内閣において、萩生田光一大臣が文部科学大臣に再任されました。

文部科学大臣

萩生田　光一（はぎうだ　こういち）

[生年月日] 昭和38年8月31日

[出 身 地] 東京都

衆議院議員　東京都第24区

[略歴・政歴]

昭和 62年	3月	明治大学商学部卒業
平成 3年	4月	八王子市議会議員（3期）
平成 13年	6月	東京都議会議員（1期）
平成 15年	11月	第43回衆議院議員総選挙初当選（現在5期目）
平成 20年	8月	文部科学大臣政務官（福田内閣）
平成 25年	12月	自民党　東京都連幹事長代行
平成 27年	10月	内閣官房副長官・内閣人事局長（平成28年8月～再任）
平成 29年	8月	自由民主党幹事長代行
令和 元年	9月	文部科学大臣 教育再生担当（第４次安倍第２次改造内閣）
令和 2年	9月	文部科学大臣 教育再生担当（菅内閣）

萩生田大臣就任の様子

萩生田大臣、再任後の初登庁の様子

省内職員への就任挨拶を行う萩生田大臣

副大臣、大臣政務官就任の様子

令和２年９月18日、文部科学副大臣に、高橋（たかはし）ひなこ副大臣、田野瀬太道（たのせたいどう）副大臣が就任しました。
また、文部科学大臣政務官として、鰐淵洋子（わにぶちようこ）大臣政務官、三谷英弘（みたにひでひろ）大臣政務官が就任しました。

初登庁の様子　高橋・田野瀬両副大臣（写真左）、三谷・鰐淵両大臣政務官（写真右）

記念撮影

令和２年９月23日、政務三役及び省内幹部職員との記念撮影を行いました。

手を取り合い協力を誓う、左から三谷大臣政務官、田野瀬副大臣、萩生田大臣、高橋副大臣、鰐淵大臣政務官

大臣、両副大臣、両大臣政務官を囲む省内幹部職員及び大臣秘書官

※撮影時のみマスクを外しております。

特集

地域における文化観光の推進について

文化庁参事官（文化観光担当）付

文化観光推進法は、地域において文化についての理解を深める機会を拡大し、これによる国内外からの観光旅客の来訪を促進することで、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とする法律で、令和２年４月１７日に公布され、同年５月１日に施行しました。本法を活用し、文化資源の魅力向上とともに、文化施設の機能強化や地域が一体となった文化観光の推進を図ることとしています。

文化観光を取り巻く現状

観光の振興は、政府の最重要政策の一つであり、「経済財政運営と改革の基本方針２０１９」（令和元年６月閣議決定）において、「訪日外国人旅行者数を２０２０年に４０００万人、２０３０年に６０００万人とする目標等を達成し、観光立国を実現するため、各省庁、民間、各地域が一体となって施策を実行する」とされています。

我が国における観光資源の中で重要な位置付けを占める文化に関する観光の一つである「文化観光」については、「観光立国推進基本計画」（平成24年3月閣議決定）において、「文化観光とは、日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光である。観光立国の実現のためには、観光による交流を単に一回限りの異文化、風習との出会いにとどめることなく、より深い相互理解につなげていくことが重要である。」とされています。

一方で、文化の振興の観点からも、平成29年に文化芸術基本法（平成13年法律第１４８号）が改正され、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり等の関連分野における施策を同法の範囲に取り込むこととなりました。また、平成30年の文化財保護法（昭和25年法律第２１４号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第１６２号）の一部改正では、文化財保護行政を地方の判断で首長部局に移管できることとされ、首長部局が担当する地域の観光等と連携した一体的な文化行政が行いやすくなりました。

このように、政府として文化と観光の連携を推進する中で、文化的所産等の文化に関する資源（文化資源）を保存・活用する施設（文化資源保存活用施設）の中から、来訪者が文化についての理解を深めることができるように解説・紹介を行い、地域の文化観光の推進に関する事業を行う者（文化観光推進事業者）と連携することにより、地域における文化観光の推進の拠点となる施設（文化観光拠点施設）が各地で生まれてきています。

我が国の豊富で多様な観光資源の主要なものである文化資源の魅力を国内外に伝えて、文化観光を推進することは、文化を保存・継承・発展させ、更に新たな文化の創造に向かう文化の振興においても、経済の牽引や国際相互理解の増進につながる観光の振興においても重要です。また、文化の振興及び観光の振興は、地域に新しい文化を育み、人の往来や購買・宿泊などの地域における消費活動の拡大などにつながることで、地域の活性化にも資するものであり、これにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を図ることができます。

今般、国が、上述のような文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進を通じて、文化の振興・観光の振興・地域の活性化の好循環の創出を図り、もって豊かな国民生活の実現と国民経済の発展につなげることが重要な政策課題となっています。

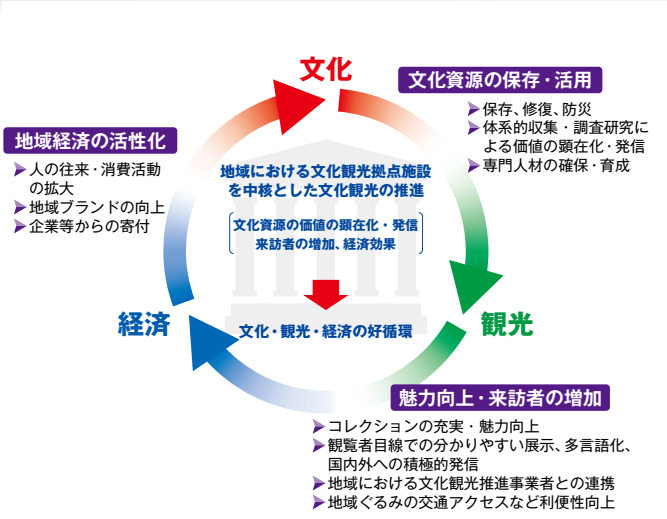

文化観光推進法で目指す　文化・観光・経済の好循環

文化観光の方向性

文化観光の担い手として、文化観光資源の中核となるコレクションをもつ博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等の多様な分野を含む）等の文化施設のうち、意欲があり、積極的な取組を行う施設を「文化観光拠点施設」としてとらえ、文化観光拠点施設が、その機能を一層強化する計画を持つ場合に、国からの集中的な支援を講じることで、我が国の文化の振興、観光の振興の双方に資する価値を磨き上げるモデルをつくりあげることが可能となります。

加えて、当該拠点へのアクセスも含めた利便性の向上や、当該施設を中核として、地方公共団体が総合的かつ一体的にその地域における文化観光を推進し、地域において来訪者が楽しめる工夫などを行い、個別施設だけでは実現困難な「文化観光を推進する地域」の形成も必要です。

文化観光拠点施設は、有形又は無形の文化的所産などの魅力的な文化資源を有し、その魅力をわかりやすく解説・紹介することを通じ、文化観光に資するという機能を果たすことが求められます。また、文化観光拠点施設は、旅行業者等の民間事業者や観光地域づくり法人（ＤＭＯ）、観光協会等の地域において文化観光の推進を戦略的に行うための企画・立案ができる者（文化観光推進事業者）との連携により文化観光拠点施設の魅力づくりを行う必要があります。文化観光推進事業者は、多様な関係者の合意形成や、各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、ＫＰＩの設定・ＰＤＣＡサイクルの確立、関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作りなどを担います。文化観光拠点施設は、様々な年齢層、多様な国籍や文化背景を持つ者、障害のある方など国内外の幅広い来訪者に文化資源の価値をわかりやすく伝えていく施設であることをそのミッションとして明確にしていることが求められます。また、このような文化観光拠点施設を中核として、文化観光の推進を総合的かつ一体的に図ろうとする地域においては、地方公共団体と文化観光拠点施設とが有機的な連携を進め、地域が一体となって文化観光の推進に取り組むことが重要です。

文化観光推進法の概要

こうしたことを踏まえ、第２０１回通常国会に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和２年法律第18号）を提出し、令和２年４月10日に成立し、同月17日に公布、同年５月１日に施行しました。

上述のとおり、我が国には、文化財をはじめ、有形・無形の貴重かつ魅力のある文化資源が多く存在します。これらの文化資源の保存・修復などを適切に進めていくことを大前提として、多くの人々に文化資源の魅力を伝えることは、文化の保存・継承の意義の理解につながり、新たな文化の創造・発展につながるものです。文化の振興を起点として、経済の牽引や国際相互理解の増進につながる観光の振興を図り、さらには、人の往来や購買・宿泊等の消費活動の拡大などを通じた地域の活性化を実現することで、新しい文化の創造も含めた文化の振興に再投資される好循環が創出されます。

文化の振興・観光の振興・地域活性化の好循環を創出する原動力となるのは、地域でまだ十分に光が当てられていない文化資源を含めた様々な文化資源の魅力に触れ、文化への理解を深めることができる機会を国内外からの幅広い来訪者に提供することです。このような取組を、文化観光推進法では、第２条第１項において「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深め

ることを目的とする観光」すなわち「文化観光」と位置付けました。

このような文化観光を推進するに当たっては、文化資源の展示、上演、行事の開催を行うだけではなく、文化資源の文化的・歴史的背景を適切にわかりやすく表現することによって、来訪者が文化資源についての理解を深めることができる取組が必要です。文化資源の保存及び活用を行う博物館、美術館、社寺、城郭等の文化資源保存活用施設が、地域の事業者と連携しつつ、文化資源の魅力をわかりやすく解説・紹介し、常にその魅力に触れることができる場となることによって、地域の文化観光の推進の拠点となります。このような施設を、法第2条第2項において「文化観光拠点施設」として位置付けており、地域の文化観光の推進の拠点としての機能強化及びこれを中核に据えた地域一体の取組を推進することによって、国内外からの来訪者が、我が国や地域が固有に持つ文化や歴史、自然についての理解を深めることができるようにすることが重要です。

また、地域住民が文化財などの文化資源の価値を再認識するとともに、文化観光拠点施設の機能強化や地域における文化観光の推進に関する各事業に積極的に参画することにより、地域への愛着心が高まり、地域住民自らの情報発信など、地域の活性化にもつながります。

文化観光推進法は、我が国の各地域において、文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出していくため、法に基づく特別の措置その他の総合的な支援により、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進し、これを実現していくものです。

○拠点計画と文化観光拠点施設機能強化事業

文化観光拠点施設は、国内外からの様々な年齢層、国籍や文化背景を持つ者、障害者など幅広い来訪者に文化資源の魅力を分かりやすく解説・紹介する施設として、文化観光推進事業者と連携し、地域における文化観光の推進の拠点となるものです。このような文化観光拠点施設の機能を強化するために、文化資源保存活用施設の設置者は、文化観光拠点施設としての機能強化に関する計画（以下「拠点計画」という。）において法第2条第3項で規定する「文化観光拠点施設機能強化事業」を実施することとしています。

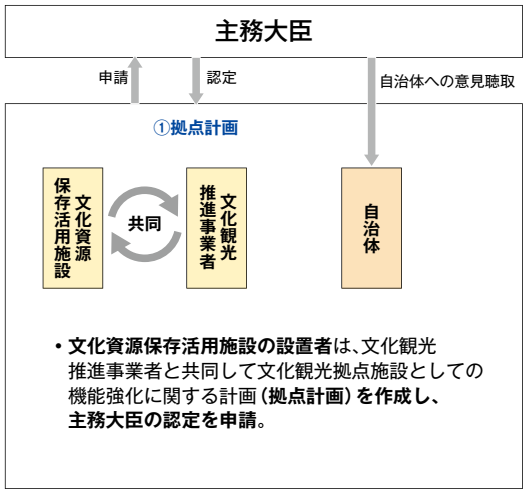

文化観光拠点施設機能強化事業は以下のような事業です。

- 文化資源保存活用施設における文化資源の魅力の増進に関する事業
  例）文化資源の魅力の解説・紹介や情報発信、関係者間の調整など文化観光の推進に関する専門的知見を有する人材の育成・確保
- 文化資源保存活用施設における情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置に関する事業
  例）文化資源の魅力を理解する上で重要な歴史的、文化的背景について、文化資源の相互の関連性や明確なテーマを設定したストーリー性のある分かりやすい解説・紹介の実施
- 文化資源保存活用施設に来訪する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進その他の文化資源保存活用施設の利用に係る文化観光に関する利便の増進に関する事業
  例）交通事業者等と連携し、様々な交通手段（鉄道、バス、タクシー、旅客船、航空等の公共交通や、レンタカー、自転車、徒歩、自家用車等）を活用した、快適で満足度の高い来訪の実現
- 文化資源保存活用施設が保存及び活用を行う文化資源に関する工芸品、食品その他の物品の販売又は提供に関する事業
  例）ミュージアムカフェやミュージアムショップ等の充実
- 国内外における文化資源保存活用施設の宣伝に関する事業

例）国内外の来訪者が必要とする情報やサービスを的確に提供できる多言語でのホームページ等の情報発信環境の整備

・上記の事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業

○地域計画と地域文化観光推進事業

文化観光の推進を総合的かつ一体的に図ろうとする地域においては、地方公共団体、文化観光拠点施設、文化観光推進事業者等が有機的に連携することが重要であり、そのことによって地域の活性化に寄与します。このような地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を実現するため、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画（以下「地域計画」という。）において、法第2条第4項で規定する「地域文化観光推進事業」を実施します。

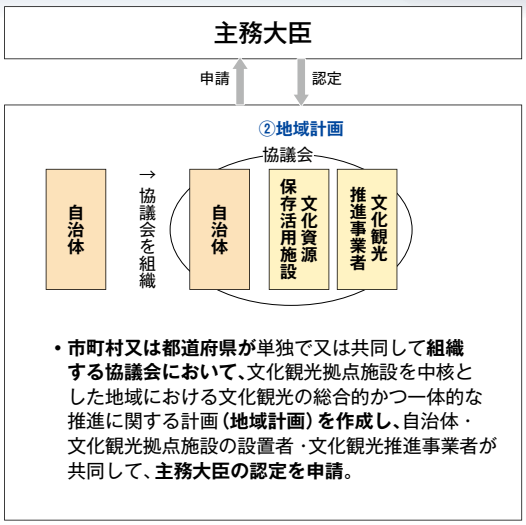

文化観光拠点施設機能強化事業は以下のような事業です。

・地域における文化資源の総合的な魅力の増進に関する事業

例）都市公園や道路、港湾にオブジェ等を設置するなど地域が一体となったアート空間の創出

・地域内を移動する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進その他の地域における文化観光に関する利便の増進に関する事業

例）地域への来訪及び地域内の周遊のために必要となる共通乗車船券の発行

・地域における文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設と飲食店、販売施設、宿泊施設その他の国内外からの観光旅客の利便に供する施設との連携の促進に関する事業

例）文化観光拠点施設周辺の店舗や商店街等との連携によるまち歩きの充実

・国内外における地域の宣伝に関する事業

例）国内外へのプロモーションの実施（地方公共団体や文化資源保存活用施設の設置者自ら実施することに加え、独立行政法人国際観光振興機構（日本政府観光局・ＪＮＴＯ）や文化観光推進事業者等が実施する取組を含む。）

・上記の事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業

文化観光推進法による支援

文化観光の推進に当たっては、文部科学省、国土交通省をはじめとする関係省庁が連携することで、予算、税制、手続の簡素化など、国による総合的な支援を図っています。このため、主務大臣による認定を受けた拠点計画及び地域計画に基づく取組に対しては、文部科学省及び国土交通省

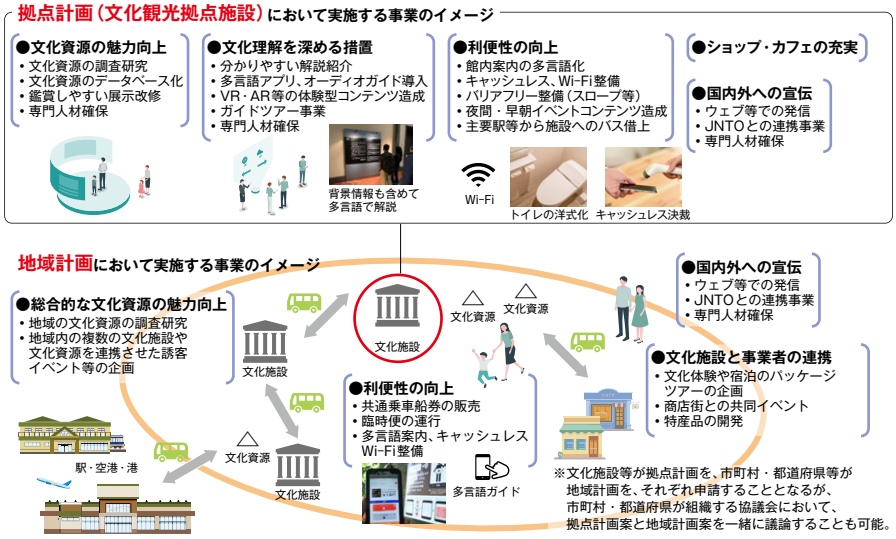

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進のイメージ

は、本法による特例措置、支援事業等による支援を行います。また、個々の計画の内容に応じて、関係省庁とも連携して支援を図るよう努めるものとしています。

【財政的支援】

・認定を受けた拠点計画や地域計画に基づき実施される事業に対し、博物館コレクション等の磨き上げ、Wi-Fiやキャッシュレス等の整備、学芸員等の体制支援、バリアフリー等の利便性向上改修や展示改修等の取組を支援します。

【税制】

・文化観光拠点施設（独立行政法人等が設置者の場合）のコレクションの充実を図るために、個人が美術品を寄附する際に必要な税制上の手続に関して特例措置（自動承認特例）を設けています。

【手続の簡素化等】

①交通アクセスの向上拠点計画又は地域計画に基づき、交通事業者が実施する共通乗車船券（1枚の切符で複数の運送事業者にまたがって乗車船を行うことができ、かつ一定の範囲内では複数回乗り降りすることができるもの）の発行や、バス、船便の増便の手続の簡素化を行います。

②都市公園、道路、港湾におけるオブジェ等の設置に関する取組等地域計画に基づき、文化観光拠点施設の周辺にある都市公園、道路、港湾においてオブジェ等を設置する場合や拠点計画・地域計画に基づき行われる展覧会の実施により渋滞が発生し得る場合等は、計画の作成や認定に際し、関係機関に対して事前に十分に協議が必要であり、そのような協議がなされたときは、関係機関は、オブジェ等の設置に係る手続の円滑化等に配慮することとしています。

③文化財の登録提案権の付与

地域計画を作成した地方公共団体については、調査の結果、当該地域に文化財として保護すべき価値のある文化財が存在することが分かった場合には、当該文化財について、法第16条の規定に基づき、文化財の登録の提案を行うことができることとしています。

【国及び地方公共団体による助言等】

法第18条第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体は、拠点計画・地域計画の認定を受けた者に対し、当該計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言等を行うこととしています。

【独立行政法人による助言・支援】

・国立博物館等による文化への理解の促進に関する助言

独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人日本芸術文化振興会は、文化資源の保存及び活用や文化の振興に知見を有していることから、法第19条の規定に基づき、多言語化対応や外国人向け体験プログラム等に関する助言や研修等を行うよう努めることとしています。

・日本政府観光局による海外向けプロモーションの実施

法第20条の規定に基づき、国外からの観光旅客の来訪を促進するため、日本政府観光局は、拠点施設・地域計画の計画区域について海外における宣伝を行うほか、これに関連して、拠点計画・地域計画の認定を受けた者に対し、その求めに応じ、海外における宣伝の助言等に努めることとしています。

【国等による資料の公開への協力】

法第21条の規定に基づき、国、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館又は独立行政法人国立文化財機構は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に資するため、その所有する資料を文化観光拠点施設において公開の用に供するために出品するよう当該文化観光拠点施設の設置者（まだ文化観光拠点施設の機能を有していない文化資源保存活用施設である場合には、拠点計画の申請を行うこと等により文化観光拠点施設にしようとする場合を含む）から求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとしています。

計画の認定

本年5月29日（金）～6月30日（火）にかけて拠点計画・地域計画の認定の申請を受け付け、有識者委員会による審査を経て、次の10件（うち拠点

計画4件、地域計画6件）について、主務大臣による認定を行いました。

- 横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
- 群馬県立歴史博物館イノベーション文化観光拠点計画
- 天王洲アートシティ創造推進施設「TERRADA ARTMUSEUM（仮称）」拠点計画
- 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡を中核とする地域文化観光推進地域計画
- 山梨県文化観光推進地域計画
- 徳川美術館の文化観光拠点計画
- 屋根のないミュージアム・堺地域計画
- いかす・なら地域計画
- 大原美術館を中核とした倉敷美観地区の文化・観光推進拠点計画
- 阿蘇ジオパークの拠点施設を中核とした文化観光の推進に係る地域計画

文化観光推進法　認定計画（10計画）　R2年8月時点

拠点計画　地域計画

⑥特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡を中核とする地域文化観光推進地域計画
地方公共団体：福井県、福井市
中核とする文化観光拠点施設（設置者）：
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館（福井県）、特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡（福井市）
文化観光推進事業者：
一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会、（公社）福井県観光連盟

⑦いかす・なら地域計画
地方公共団体：奈良県
中核とする文化観光拠点施設（設置者）：
奈良国立博物館（独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館）、奈良県立美術館（奈良県）、奈良県立民俗博物館（奈良県）、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館（奈良県）、奈良県立万葉文化館（奈良県）、なら歴史芸術文化村（奈良県）
文化観光推進事業者：西日本旅客鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、奈良交通㈱、いかす・なら地域協議会

⑧屋根のないミュージアム・堺 地域計画
地方公共団体：堺市
中核とする文化観光拠点施設（設置者）：
堺市博物館（堺市）、さかい利晶の杜（堺市）、堺伝統産業会館（（公財）堺市産業振興センター）
文化観光推進事業者：（公社）堺観光コンベンション協会

⑨大原美術館を中核とした倉敷美観地区の文化・観光推進拠点計画
文化資源保存活用施設（設置者）：
大原美術館（公益財団法人大原美術館）
文化観光推進事業者：
（公社）倉敷観光コンベンションビューロー、倉敷商工会議所、語らい座大原本邸

⑩阿蘇ジオパークの拠点施設を中核とした文化観光の推進に係る地域計画
地方公共団体：
阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町
中核とする文化観光拠点施設（設置者）：
阿蘇火山博物館（公益財団法人阿蘇火山博物館）
文化観光推進事業者：（公財）阿蘇地域振興デザインセンター

①横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画
地方公共団体：横手市
中核とする文化観光拠点施設（設置者）：
横手市増田まんが美術館（横手市）
文化観光推進事業者：
（一財）横手市増田まんが美術財団、（一社）横手市観光推進機構、横手市地域資産活用推進事業協議会

②群馬県立歴史博物館イノベーション文化観光拠点計画
文化資源保存活用施設（設置者）：群馬県立歴史博物館（群馬県）
文化観光推進事業者：（公財）群馬県観光物産国際協会
群馬歴史文化遺産発掘・活用・発信実行委員会

③天王洲アートシティ創造推進施設「TERRADA ART MUSEUM（仮称）」拠点計画
文化資源保存活用施設（設置者）：
TERRADA ART MUSEUM（仮称）（寺田倉庫株式会社）
文化観光推進事業者：
（一社）天王洲・キャナルサイド活性化協会、エクスペリサス㈱、㈱MATCHA

④山梨県文化観光推進地域計画
地方公共団体：山梨県
中核とする文化観光拠点施設（設置者）：
山梨県立美術館（山梨県）、平山郁夫シルクロード美術館（（公財）平山郁夫シルクロード美術館）、中村キース・ヘリング美術館（株式会社アルテミス）、清春芸術村（（公財）清春白樺美術館）
文化観光推進事業者：
（一社）八ヶ岳ツーリズムマネジメント、（公財）やまなし観光推進機構

⑤徳川美術館の文化観光拠点計画
文化資源保存活用施設（設置者）：
徳川美術館（公益財団法人徳川黎明会徳川美術館）
文化観光推進事業者：
名古屋市観光文化交流局、（公財）名古屋観光コンベンションビューロー、㈱リクルートライフスタイル

令和2年度学校基本調査速報公表について

文部科学省総合教育政策局 調査企画課

学校基本調査は，学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的として，昭和23年度より毎年実施しています。

このたび，令和2年度学校基本調査の結果の一部を8月25日に速報として公表しました。

調査の概要

学校基本調査は、全国のすべての学校（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校）を調査対象として、毎年5月1日現在の状況を調査しています。

調査内容は、学校数、在学者数、卒業者数、就職者数、進学者数など学校の基本的な事項です。

新型コロナウィルスの感染拡大の影響

今年度の調査においては、新型コロナウィルスの感染拡大に伴い、多くの学校において休校措置が取られるなど、例年と同様の調査を実施することが難しかったことから、調査事務等について次のように変更を行いました。

1．提出期限の延長

例年、学校基本調査の調査結果の文部科学省への提出期限は、小学校、中学校などの初等中等教育機関においては6月25日とし、大学、短期大学などの高等教育機関においては5月31日としておりましたが、今年度においてはそれぞれ1か月程度延長し、『7月22日』、『6月30日』とすることで、学校現場及び地方公共団体において十分な作業期間が確保できるよう努めました。

2．速報値公表時期の後ろ倒しと項目の精査

例年、8月上旬に公表していた速報値ですが、今年度においては3週間程度後ろ倒しを行い、8月下旬（8月25日）に公表といたしました。また、公表内容についても、例年公表している進学率、就職率といった卒業後の状況などについては、速報段階では公表せず、地方交付税の算定基礎に用いることとして法律で定められている項目（学校数、在学者数、教職員数など）といった真に必要な項目のみに公表対象を絞ることで、審査事務等を省力化し、学校現場及び地方公共団体における負担の軽減に資することといたしました。

いずれにしましても、この非常に厳しい調査環境の中、速報値の公表が無事にできましたことは、学校現場の皆様や地方公共団体の皆様の御尽力によるところであり、改めてこの場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

調査結果の主なポイント

1．初等中等教育機関における在学者数

初等中等教育機関における在学者数については、昨年度調査に引き続き、多くの学校種において、減少がみられました。具体的な数値としましては、幼稚園は107万8000人で、前年度より6万7000人減少。小学校は630万1000人で、前年度より6万8000人減少。中学校は321万1000人で、前年度より7000人減少。高等学校は309万2000人で、前年度より7万6000人減少。各種学校は10万5000人で、前年度より1万2000人減少しております。小学校及び中学校では調査開始以降最少の在学者数を記録しています。

一方で、近年新たに設置された学校種などを中心に在学者数の増加がみられています。具体的な数値としましては、幼保連携型認定こども園

は75万8000人で、前年度より6万3000人増加。義務教育学校は5万人で、前年度より9000人増加。中等教育学校は3万2000人で、前年度より300人増加。特別支援学校は約14万5000人で、前年度より400人増加。専修学校は66万1000人で、前年度より1000人増加しております。幼保連携型認定こども園、義務教育学校及び特別支援学校では調査開始以降最多の在学者数を記録しています。

その他の詳細については、表1を御覧ください。

表1　初等中等教育機関，専修学校・各種学校の学校数，在学者数，教員数

区分	学校数（校）				在学者数（人）				教員数（本務者）（人）		
	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	うち女性	女性の比率（%）
幼稚園	(-373)	(-)	(-233)	(-140)	(-67,077)	(-129)	(-22,557)	(-44,391)	(-1,790)	(-1,622)	(-)
	9,697	49	3,250	6,398	1,078,499	5,114	145,480	927,905	91,789	85,764	93.4
幼保連携型認定こども園	(563)	(-)	(90)	(473)	(63,185)	(-)	(9,661)	(53,524)	(11,160)	(10,706)	(0.1)
	5,839	-	833	5,006	758,399	-	94,724	663,675	120,675	114,434	94.8
小学校	(-212)	(-1)	(-214)	(3)	(-67,815)	(-725)	(-67,848)	(758)	(608)	(902)	(0.1)
	19,526	68	19,218	240	6,300,735	36,622	6,185,174	78,939	422,543	263,179	62.3
中学校	(-79)	(-1)	(-79)	(1)	(-6,900)	(-999)	(-8,908)	(3,007)	(-37)	(487)	(0.2)
	10,143	69	9,292	782	3,211,237	27,701	2,941,423	242,113	246,788	107,966	43.7
義務教育学校	(32)	(1)	(30)	(1)	(8,922)	(1,048)	(7,728)	(146)	(1,047)	(614)	(1.3)
	126	4	121	1	49,669	3,383	46,140	146	4,567	2,483	54.4
高等学校	(-13)	(-)	(-13)	(-)	(-76,018)	(-24)	(-65,950)	(-10,044)	(-2,075)	(-107)	(0.2)
	4,874	15	3,537	1,322	3,092,351	8,452	2,066,128	1,017,771	229,244	74,579	32.5
中等教育学校	(2)	(-)	(1)	(1)	(273)	(-37)	(353)	(-43)	(42)	(27)	(0.5)
	56	4	33	19	32,426	2,914	22,743	6,769	2,684	945	35.2
特別支援学校	(3)	(-)	(3)	(-)	(392)	(-42)	(424)	(10)	(591)	(586)	(0.3)
	1,149	45	1,090	14	144,826	2,909	141,093	824	85,927	53,174	61.9
専修学校	(-22)	(-)	(-)	(-22)	(1,350)	(-37)	(-602)	(1,989)	(-343)	(-231)	(-0.1)
	3,115	9	187	2,919	661,043	305	23,734	637,004	40,761	21,464	52.7
うち高等課程を置く学校	(-3)	(-)	(-)	(-3)	(-1,023)	(-3)	(-44)	(-976)	(-91)	(-62)	(-0.5)
	405	1	6	398	34,048	6	438	33,604	2,512	1,337	53.2
各種学校	(-16)	(-)	(-)	(-16)	(-11,707)	(-)	(4)	(-11,711)	(43)	(111)	(1.0)
	1,103	-	6	1,097	105,213	-	499	104,714	8,864	3,946	44.5

（注）1　（　　）は，前年度からの増減値である。

2．高等教育機関における在学者数

大学全体の在学者数は291万6000人で、前年度より3000人減少しています。その内訳としましては、学部学生は262万4000人で、前年度より1万5000人増加。大学院学生は25万5000人で、前年度とほぼ横ばい。専攻科に所属する学生は1000人で、前年度とほぼ横ばい。別科に所属する学生は4000人で、前年度より1000人減少。その他（科目等履修生や研究生等）の学生は3万3000人で、前年度より1万6000人減少しております。

学部学生数が調査開始以降最多を記録している一方で、別科に所属する学生やその他の学生数が大きく減少したことが影響し、近年増加傾向が続いていた大学全体の学生数全体については、前年度から減少がみられています。

また、大学学部の女子学生は、前年度より1万人増加し、調査開始以降最多となる119万4000人となり、学生全体に占める女子の割合についても、45・5％（前年度より0・1ポイント上昇）で調査開始以降最高を記録しております。

短期大学学生数は10万8000人で、前年度より5000人減少。高等専門学校学生数は5万7000人で、前年度より200人減少しております。

専修学校専門課程の生徒数は、60万4000人で、前年度より6000人増加しております。

その他の詳細については、次ページの表2を御覧ください。

表2　高等教育機関の学校数，在学者数，教員数

区分	学校数（校）				在学者数（人）						教員数（本務者）（人）		
	計	国立	公立	私立	計	うち女子	女子の比率（%）	国立	公立	私立	計	うち女性	女性の比率（%）
大学	(9)	(−)	(1)	(8)	(-2,590)	(1,401)	(0.1)	(-7,416)	(283)	(4,543)	(1,636)	(1,502)	(0.6)
	795	86	94	615	2,916,078	1,294,496	44.4	599,033	158,459	2,158,586	189,498	49,120	25.9
うち学部	(9)	(−)	(1)	(8)	(14,752)	(9,575)	(0.1)	(-2,241)	(1,042)	(15,951)			
	770	82	92	596	2,623,900	1,193,537	45.5	435,160	139,695	2,049,045			
うち大学院	(1)	(−)	(−)	(1)	(-36)	(581)	(0.2)	(-765)	(240)	(489)			
	643	86	84	473	254,585	83,008	32.6	152,009	16,668	85,908			
うち修士課程	(−)	(−)	(−)	(−)	(-1,935)	(-369)	(0.2)	(-1,635)	(46)	(-346)			
	614	86	82	446	160,326	50,948	31.8	93,718	10,699	55,909			
うち博士課程	(1)	(−)	(−)	(1)	(661)	(387)	(0.3)	(320)	(170)	(171)			
	459	77	66	316	75,372	25,599	34.0	50,891	5,222	19,259			
うち専門職学位課程	(-1)	(−)	(−)	(-1)	(1,238)	(563)	(0.8)	(550)	(24)	(664)			
	124	61	7	56	18,887	6,461	34.2	7,400	747	10,740			
うち専攻科					(70)	(32)	(-2.3)	(1)	(11)	(58)			
					903	659	73.0	297	120	486			
うち別科					(-1,026)	(-543)	(0.2)	(-30)	(-5)	(-991)			
					3,694	1,986	53.8	300	58	3,336			
うちその他					(-16,350)	(-8,244)	(-1.3)	(-4,381)	(-1,005)	(-10,964)			
					32,996	15,306	46.4	11,267	1,918	19,811			
短期大学	(-3)	(−)	(−)	(-3)	(-5,379)	(-5,195)	(-0.4)	(−)	(-193)	(-5,186)	(-227)	(-84)	(0.5)
	323	−	17	306	107,634	94,671	88.0	−	5,548	102,086	7,213	3,832	53.1
高等専門学校	(−)	(−)	(−)	(−)	(-150)	(350)	(0.7)	(-81)	(19)	(-88)	(-55)	(6)	(0.3)
	57	51	3	3	56,974	11,671	20.5	51,217	3,800	1,957	4,114	472	11.5
専門学校	(-28)	(−)	(−)	(-28)	(6,441)	(2,971)	(-0.1)	(-34)	(-556)	(7,031)	(-221)	(-153)	(-0.1)
	2,777	9	184	2,584	604,311	343,436	56.8	299	23,293	580,719	37,172	19,950	53.7

（注）1（　　）は，前年度からの増減値である。
2「在学者数」には，学部学生・本科学生のほか，専攻科・別科の学生，科目等履修生等を含む。
3「大学」のうち数については，在学者がいる学校数を計上している。
4「うちその他」の学生とは，科目等履修生，聴講生及び研究生である。
5「専門学校」とは，専修学校のうち専門課程を置く学校をいう。

なお、本稿に掲載していない調査結果については、以下に示す文部科学省ホームページの「学校基本調査」のページに掲載しています。

また、報告書（確定値）は、例年と同様に本年12月に刊行予定です。

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/1268046.htm

令和3年度学校基本調査に向けて

学校基本調査は、平成20年度から電子調査票を用いた調査を実施しており、数ある政府統計調査の中でも、非常に早期からオンライン回答を導入している統計調査です。今日では、ほぼすべての学校にオンライン回答を行っていただいており、非常に効率的な調査事務が実現しています。

令和2年度調査までは、PDF形式の電子調査票を利用した調査を行っておりましたが、令和3年度調査からは、新たにHTML形式の電子調査票を導入することとしております。

新しい調査票では、文字や回答の入力欄を大きく見やすくなるなど、電子調査票の視認性を全般的に向上させるとともに、これまで紙媒体の手引でしか確認ができなかった調査項目の解説を調査票内で参照できるようにするなど、これまで以上にスムーズな回答が実現する予定です。

今後とも、円滑な調査事務の遂行と、学校教育行政の基礎資料に足りうる正確な数値の公表に努めてまいります。

令和元年度スポーツ功労者顕彰式（プロスポーツ関係者）を開催

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）

令和2年7月27日（月）、令和元年度スポーツ功労者顕彰式（プロスポーツ関係者）を文部科学省旧庁舎6階第二講堂にて執り行いました。

（本顕彰式は令和2年3月に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、延期していたものです。）

スポーツ功労者顕彰（プロスポーツ関係者）とは

文部科学省では、世界的規模のスポーツ競技会において、優れた成果を上げたり、多年にわたりスポーツの向上発展に貢献したりすること等によりスポーツの振興に顕著な功績をあげた方をスポーツ功労者として顕彰しています。その中でも、今回の顕彰は、特に、プロスポーツ関係者を対象としたもので、平成2年度以降、累計で140人の方々を顕彰してきました。

7月27日（月）、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い延期をしていた令和元年度スポーツ功労者顕彰式（プロスポーツ関係者）を萩生田文部科学大臣、鈴木スポーツ庁長官の出席の下、開催しました。

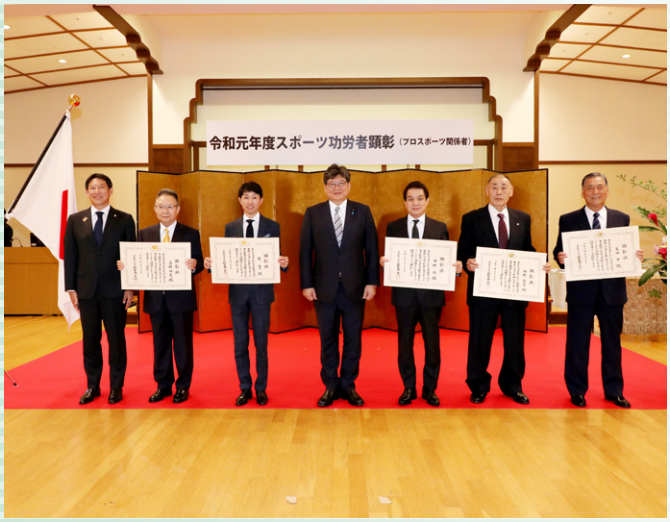

萩生田文部科学大臣、鈴木スポーツ庁長官との記念撮影

令和元年度のスポーツ功労者（プロスポーツ関係者）の方々

令和元年度は、次の5名の方々が顕彰されました。（順不同、敬称略）

・長田 力【公益社団法人日本プロゴルフ協会】

1984年にプロ選手登録。レギュラーツアーにも数多く出場し、1995年には岐阜オープンで優勝。また、トーナメント出場の傍ら、所属するゴルフ場においてツアー通算8勝の小田孔明プロをはじめとした多くの後進を指導されてきました。

2003年から2005年まで日本プロゴルフ協会の会長を務め、シニアツアーを6試合から8試合に増加させ、また、賞金総額を2億6000万円から3億1000万円に増額させたりすることなどを含め、日本プロゴルフ界の発展に大きく寄与されました。

・西野 政章【公益財団法人日本相撲協会】

力士・魁輝として、182センチ・144キロの体格で重い腰を生かした寄りを得意とし、全盛期の北の湖に2連勝するなどの活躍でファンを魅了し、敢闘賞も1回受賞されました。

引退後は、友綱部屋の師匠として、優勝5回の大関・魁皇や昭和以降最年長優勝の旭天鵬など、長くファンに親しまれる力士を育成。その一方で、日本相撲協会の理事を8年間務めるなど、相撲界の発展にも大きく尽力されました。

・中村 均【日本中央競馬会】

1977年に28歳の若さでJRA調教師免許を取得。1988年にはJRA賞（優秀技術調教師）を受賞し、2019年2月の引退までに通算722勝（歴代49位（当時））を上げるなど、長く

活躍されてきました。また、一般社団法人日本調教師会の会長を3期6年間務めるなど、中央競馬の発展に多大なる貢献をされてきました。

・武　豊【日本中央競馬会】

1987年にJRA騎手免許を取得し、その年に新人最多勝記録（当時）を記録。翌1988年にはJRA史上最年少での4歳（現3歳）五大クラシック競走制覇を成し遂げ、その後もJRA所属騎手として初の海外GI競走制覇（1994年）、史上最速かつ最年少でのJRA通算1000勝達成（1995年）などを果たし、2018年には前人未踏のJRA通算4000勝を達成。加えて、デビュー以来34年連続重賞競走勝利、歴代最多GI競走勝利など、我が国の競馬史上において、燦然と輝く数々の記録を打ち立ててこられました。

・高橋 国光【株式会社日本レースプロモーション】

1958年に第1回全日本モーターサイクル・クラブマンレースに18歳で参加し、350ccのクラスで優勝。翌年は500ccのクラスに参加して優勝。世界大会にも進出し、優秀な成績を収めましたが、レース中の事故を機に二輪レースを引退。その後は四輪レースで活躍し、59歳で現役を引退するまでに二輪・四輪を合わせて71勝を記録されました。現役引退後は日本のモータースポーツを統轄する一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の理事、二輪レースを統轄する一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会の理事を歴任。また、自動車レースの運営団体である株式会社GTアソシエーションの会長を務めるなど、二輪・四輪の競技の発展に大きく貢献されてきました。

顕彰式当日の様子

今回の顕彰式には、被顕彰者5名のほか、団体関係者や報道関係者を含め、総勢約100名が出席しました。

萩生田文部科学大臣からの挨拶では、「新型コロナウイルス感染症の影響で、多くのプロスポーツが中止・延期又は無観客での開催を余儀なくされている。そのような中で、プロスポーツが、いかに日常生活に潤いを与える存在であるかということを改めて実感し、また、プロスポーツの有する社会的価値の大きさを再認識している。」とスポーツの力についての言及がありました。

さらに、「プロスポーツに携わる方々にとっては、感染防止とビジネスの両立という極めて難しい課題に取り組まれることになるが、是非とも英知を結集して成功に導いていただきたい。」との期待が伝えられるとともに、「文部科学省としても、ガイドラインの作成やスポーツイベント再開への支援を進めたい。」との発言がありました。

その後、被顕彰者一人一人に対し、心からの祝意と感謝を込めて、顕彰状と銀杯が授与されました。

萩生田文部科学大臣から顕彰状を授与される長田氏

萩生田文部科学大臣から顕彰状を授与される武氏

スポーツ功労者（プロスポーツ関係者）の一言

長田氏：「私がゴルフを始めてから支えてくれた家族や友人たち、そして長きにわたってお世話になっている諸先輩方やゴルフ関係者の皆様に、深く感謝する。ゴルフ界の応援部隊として、体が続く限

り、これからも様々な形でゴルフ界をサポートしていきたい。」

西野氏：「昭和40年、13歳で相撲部屋に入門し、55年間相撲一筋でやってきた。自分がこれまでやってくることができたのは人の力、特に諸先輩方から様々な生き方を教えてもらうことができたおかげ。そうした周りの支えがあって今の自分がある。」

中村氏：「学校を出てから、昨年調教師を引退するまで、約50年間、馬と共に競馬一筋、長い道を歩んできた。自分の生涯を競走馬にささげてきた。今回の賞は、私一人で頂いたものではない。同業の人々から御支援を受け、同じサークルのみんなが一生懸命頑張って頂いた賞である。」

武氏：「昭和62年に騎手としてデビューし、今現在も騎手としてレースに向かわせてもらっている。本当にここまで多くの方々、そして、馬たちに支えられて、今日、この場にある。そして、今現在、競馬は無観客だが、開催を続けさせていただいている。こういうときにこそ、スポーツの力、アスリートの力を発揮したいと一同頑張っている。」

高橋氏：「自分がモータースポーツに関心をもったのは、63年前、18歳の頃だった。武蔵小金井育ちで、多摩の田舎道を走っていたが、まだ東名高速もない時代だった。私は運良く本田宗一郎さんに出会い、ジェット機もない時代に、プロペラ機でヨーロッパまで往復していた。それから二輪においても、四輪においても、本当に多くの人たちに助けられ、レース生活を60年も送ることができ、感謝している。この顕彰を大事にしたい。」

終わりに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、スポーツ界にも大きな影響を及ぼしています。東京オリンピック・パラリンピック競技大会が延期になったことをはじめ、プロ・アマ問わず、様々な大会やイベントが中止、あるいは規模の縮小を余儀なくされています。それでも、あの２０１１年、東日本大震災の影響が残る中で、サッカーの「なでしこジャパン」が女子ワールドカップで優勝し、日本中に感動をもたらしたように、人々に活力を与える「スポーツの灯」は絶やすわけにはいきません。スポーツイベントの実施には選手や関係者をはじめ、多くの方々の協力が必要になります。文部科学省としても、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」、全ての観点で国民がスポーツに親しめるよう、引き続き取り組んでいきます。

御挨拶をされる西野氏

御挨拶をされる中村氏

顕彰式終了後に萩生田文部科学大臣と歓談される高橋氏
撮影：平野隆治 氏

学びを通じたステップアップ支援促進事業
～様々な角度からの社会人の学びの応援～

文部科学省総合教育政策局 生涯学習推進課 職業教育推進係

先月号で社会人の学びを応援する事業を紹介いたしましたが、今月号は特に「高校中退者等」に焦点を置いた支援事業について紹介します。また、告知事項もあるのでぜひ御覧ください。

事業の背景

平成22年の国勢調査において、20歳から39歳のうち、最終学歴が中学卒業程度の者が約143万人と学校卒業者の約5％に相当するという結果が出ました。

また、高校卒業資格がないことにより、就職活動における求人情報や、大学等への進学機会が限られ、将来のキャリア形成にも影響が生じるため高卒資格が必要であると考えている者も約8割程度います。

そのような状況で、高校中退者や、高校等への未進学者に対して、都道府県や、市区町村においても十分な対象者の捕捉ができておらず、支援体制も十分とは言えない状況がありました。また、多くの自治体において、こうした現状や、課題を認識しつつも予算確保の観点や、支援に関するノウハウを有していない等、対応が難しいという状況があります。

こうした状況や課題を踏まえ、「学びを通じたステップアップ事業（以下、ステップアップ事業）」が平成29年度より始まりました。

事業の概要

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中途退学者等を対象に、高等学校等卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援するとともに、新たな支援体制のモデル開発を実施することとしています。

平成29年度に本事業を開始して以来、様々な自治体や団体が本事業に御協力をいただいたところですが、ここで幾つかの事例について紹介いたします。

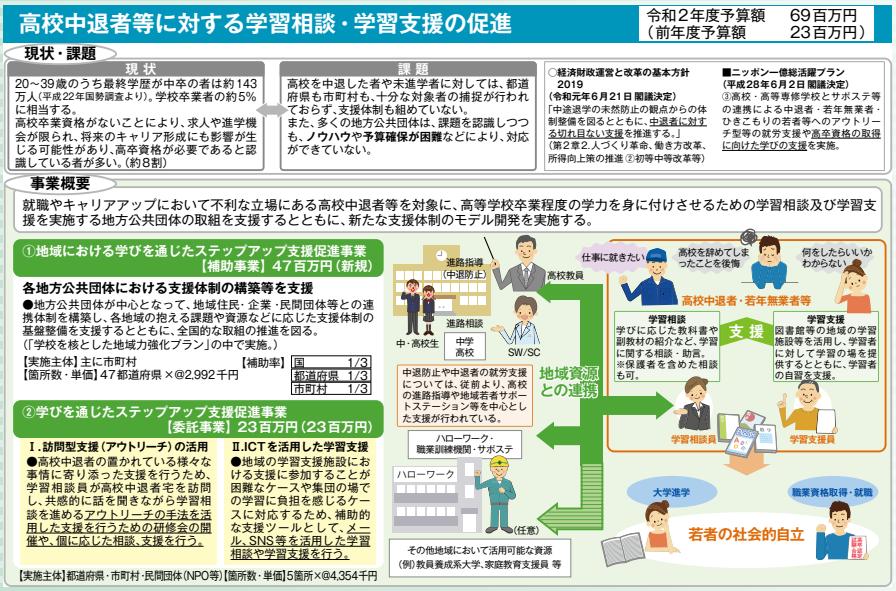

取組

○愛知県における取組事例

（背景）

愛知県では、中学校不登校生徒数年間8，000人以上、高校等中途退学者年間2，300人以上など、全国的に見ても支援の対象となる者が非常に多い状況にありました。

また、中学校段階までは市町村における学習支援が行われていましたが、中学卒業後の進路未定者・高校中退者に対しては、市町村における支援が途絶えてしまっていることに加え、県としても本事業実施以前には、中退者等に対する学習支援の施策は実施していませんでした。

そのような状況から「若者・外国人未来塾」と「若者未来応援協議会」の二つの取り組みを柱に平成29年度からステップアップ事業を実施しました。

（取組内容）

①若者・外国人未来塾について

県内3か所（名古屋・豊橋・豊田）において、無料の学習支援と相談や助言を行う取組で、中学卒業後の進路未定者や高校中退者、引きこもり状態の方及び外国人等、社会的困難を抱える若者を対象とし、主に高卒認定試験の合格を目標に取り組みました。また、令和元年度は、県の予算で2か所（半田・春日井）を加え、県内5か所で実施しました。

名古屋会場においては日本語習得の不十分な外国人のための日本語学習支援や、PC講座も行いました。

②若者未来応援協議会について

学識経験者の助言の下、サポステをはじめとする就労支援団体・機関のほか、保健、福祉、多文化共生の関係機関・団体等との意見交換の機会を設定し、効果的な連携・協働の在り方について協議するため、県教育委員会生涯学習課が以下の三つの協議会を設置し、実施しました。

ア．合同協議会（年2回　委員20名）

・県レベルでの事業周知と連携体制の構築等

イ．地区協議会（年2回　委員各9～30人）

・各地区における連携・支援体制の構築等

ウ．研究部会（年2回　委員11名）

・事業の評価、普及・啓発の方策検討等

また、県内各中学校及び高校に、中学卒業後進路未定者や高校中退者及びその保護者に対する本事業の案内を依頼しました。さらに県立高校4校をモデル校に定め、先駆的に取り組んでいただきました。

（取組の成果）

令和元年度においては、学習支援に85名が参加し、高卒認定試験については11名が全科目合格したほか、支援対象者の生活や学習環境の改善や、支援ネットワークの拡大などの成果が得られました。

これまで3年間の取組を継続しながら、年間を通じた切れ目のない支援の提供や、外国人参加者など多様化する学習支援参加者への対応、学習支援地域の拡大などを課題として、令和2年度も取組を進め、支援体制の構築・拡大に取り組みます。

○札幌市における取組事例

（背景）

札幌市では平成28年度に「子ども・若者の生活実態調査」を実施し、困難を抱える世帯では生活環境が十分に整っておらず学習の理解度が低い、大学進学を希望する割合が低い等、家庭の経済状況が子供の学びの環境等に影響を与える可能性を把握し、平成29年度に「札幌市子どもの貧困対策計画（平成30年～34年）」を策定しました。

また、ステップアップ事業実施以前から、ひきこもりやニート等、困難を有する若者に対する自立支援や、生活困窮・一人親世帯の子供及び児童養護施設入所児童に対する学習支援・経済的支援等に取り組んできましたが、義務教育終了や高校中退等により学校とのつながりが途切れてしまった若者の学び直しのニーズに応え、社会的自立までを総合的に支援するため平成30年度からステップアップ事業を受託し、「若者の社会的自立促進事業」を開始しました。

（取組内容）

市内中心部に近い若者支援施設「札幌市若者支援総合センター」を中心とした六つの会場において学習支援を実施しました。また、参加者及び参加を検討する方向けの学習相談も、来所・電話・メールなどの方法によって行いました。

学習支援においては参加者と学習支援コーディネーターが面談を行い、目標設定の後、個人の能力や目標に応じたカリキュラムを作成し取り組みました。特に高卒認定試験前には、それぞれの参加者の学習習得段階を見極め、ポイントを絞って学習プランを立てるなど、目標の達成に向けた効果

的な支援を行いました。

SNSも活用し、来所できなかった利用者に対しても定期的な連絡を行い、支援が途絶えないように努めました。また、体調面や経済面を理由に支援を停止した参加者に対しても、再び意欲が高まるように、定期的な連絡を行っています。

さらに、試験合格によって学習支援が終了した参加者に対して就労支援を引き続き実施し、進学等のため支援終了となった者についても、定期的な連絡を取り、アフターフォローを行っています。

（取組の成果）

令和元年度のステップアップ事業においては、前年度から継続して16名が学習支援に参加し、さらに新規利用者も31名と前年を上回りました。高卒認定試験については6名が全科目合格し資格取得に至り、その後就労を開始した者や、保育士資格取得を目指し専門学校に入学した者、ハローワークの職業訓練へ移行した者など着実なステップアップが見られました。その他、不登校状態にあった生徒が科目合格により自信を取り戻し通学を再開するといった成果にもつながっています。

学習面以外にも、アルバイト中心の生活で余裕がなく、食事をとれないままセンターに来所する利用者に対し無償で食事を提供し、生活面の安定を図ったり、妊娠・出産等により高校を退学した10代の若者に対し、子を連れて参加できる会場・スタッフなどの環境を整えるなど、複合的な課題を抱える利用者を包括的に支える環境づくりに取り組んでいます。

令和2年度も引き続きステップアップ事業を受託し、引き続き支援ニーズを積極的に掘り起こし、取組を継続いたします。

○高知県における取組事例

（背景）

平成27年度の国勢調査によると、高知県は、若年無業者数の人口比率において全国上位となっています。また、高等学校の中途退学率も全国上位の状況です。

本県においては若者サポートステーション事業などを通じて、平成19年から平成31年3月末までに2，696人への就労・修学支援を実施してきましたが、そのうち1，306人が高等学校未卒であり、社会的自立を目指す上で、多くの困難を抱えています。

若者の修学を促すとともに、就労への道筋を立てることを目的に、ステップアップ事業に取り組んでいます。

（取組内容）

県内5か所にある若者サポートステーション（以下サポステ）においてサポステスタッフ及び学習支援・相談員による、個別及び少人数での学習支援・相談を実施しました。また、高等学校と連携を図り進路未定で中途退学した者の情報収集を行う仕組み、「若者はばたけネット」を構築し、高校中退者への積極的なアプローチを実施したほか、各市町村教育委員会（各中学校）とも連携を深め、不登校生徒や進路未決定で中学校を卒業した者への支援も積極的に行いました。

（取組の成果）

個別及び少人数での学習支援により個々の能力に応じた学習支援を提供することができました。また個別相談を行うことで、個々の課題に対応することができました。「若者はばたけネット」による情報収集から一定数の支援が必要な者を捕捉することができ、サポステ登録につながっています。令和元年度高卒認定試験においても15名が合格するなどの成果が見られています。

令和2年度もステップアップ事業を受託し、サポステ施設以外での学習相談・学習支援のニーズを把握するとともに、送迎支援など必要に応じて対応し、支援の充実を図ります。

○学びを通じたステップアップ支援促進事業今後の取組

多くの地方自治体や団体における取組によって、高校中退者等への支援体制の構築が図られ、支援内容も充実してきました。本事業により構築された支援モデルが全国に展開され、高校中退者等に対する支援体制が更に充実するよう地方自治体等への支援を行ってまいります。

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省「情報ひろば」 NAVI Navigation

皆さん！「情報ひろば」を知っていますか？

「文部科学省情報ひろば企画展示室」において新たな企画展示を開始しました！

文部科学省ミュージアム「情報ひろば」における「企画展示室」（旧庁舎3F）スペースを活用し、文部科学行政に関する展示と情報発信を行っており、以下の大学・研究機関等及びスポーツ庁による新たな企画展示を開始しましたのでお知らせします。文部科学省への来省の際は、是非お立ち寄りください！

［開催期間］令和2年9月1日～12月18日

国立青少年教育振興機構

情報ひろば「企画展示室」（旧庁舎３F）

「国立青少年教育振興機構の取組」

国立青少年教育振興機構は、全国28の国立青少年教育施設を中心に、それぞれの立地条件を活かした特色のある事業を展開し、青少年の健全育成に必要な自然体験活動、集団宿泊活動をはじめ、多様な体験活動の場と機会の提供に努めています。

今回の展示では、全国の国立青少年教育施設の紹介や、子供たちの体験活動の重要性を社会に発信し、社会全体でその機運を高める活動「体験の風をおこそう」運動の紹介、そして、そのエビデンスとなる当機構の調査結果について、各種報告書、パネル及びクイズなどを通じて紹介します。

【実物展示】「青少年の体験活動等に関する意識調査」報告書（平成28年度調査）、「子供の頃の体験がはぐくむ力とその成果に関する調査研究」報告書、「高校生のオンライン学習に関する意識調査」報告書―日本・米国・中国・韓国の比較―、全国の国立青少年教育施設リーフレット、体験・遊びナビゲーター　等

【映　　像】子供たちと体験活動（スライドショー）

【パ ネ ル】「全国の国立青少年教育施設の御案内」、「かわいい子には体験を！」、「子供の頃の読書は豊かな人生への第一歩」、「体験の風をおこそう」　等

［開催期間］令和2年7月28日～令和3年9月17日（予定）

スポーツ庁

情報ひろば「企画展示室」（旧庁舎３F）

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」

スポーツ庁では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、スポーツを通じた国際貢献策である「Sport for Tomorrow」プログラムやオリンピック・パラリンピック教育などのオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進をしています。

今回の展示では、リオデジャネイロオリンピックのメダリストたちのサイン入りユニフォーム、東京大会で行われる55競技の紹介動画、公式マスコットのBIGミライトワとソメイティや実際に立って体験できる表彰台などのフォトスポット、東京2020オリンピック聖火リレートーチ、日本代表選手団公式スポーツウェアを紹介します。

【実物展示】リオデジャネイロオリンピックメダリストのサイン入りユニフォーム、東京2020大会公式マスコット「ミライトワ・ソメイティ」の巨大ぬいぐるみ、昭和39年（1964年）東京オリンピック表彰台（レプリカ）、東京2020オリンピック聖火リレートーチ、日本代表選手団公式スポーツウェア

【映　　像】東京2020大会オリンピック・パラリンピック競技紹介動画「One minute, One sport」

【パ ネ ル】東京2020オリンピック競技大会ロゴポスター、東京2020パラリンピック競技大会ロゴポスター

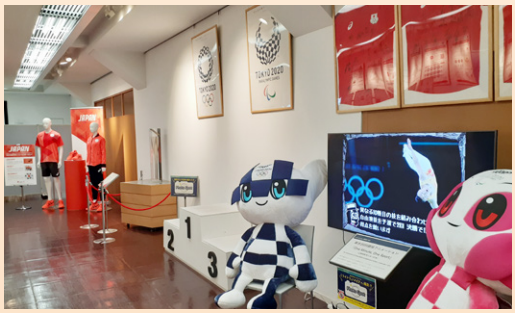

情報ひろばINFO

所　在　地：〒100-8959 東京都千代田区霞が関３-２-２
交通案内：銀座線「虎ノ門駅」11 番出口 直結
　　千代田線「霞ヶ関駅」A13 番出口 徒歩５分
開館時間：月曜～金曜 10 時～ 18 時
　　※入館は閉館の 30 分前まで　※土曜日、日曜日、祝日、年末・年始休館
入　館　料：無料
〈お問合せ・団体見学申込先〉　文部科学省大臣官房総務課広報室事業第２係
TEL：03-6734-2170　Email：hiroba@mext.go.jp

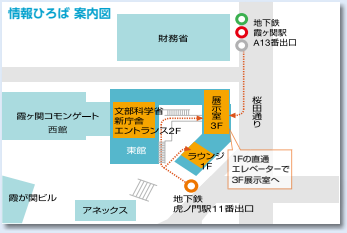

情報ひろばホームページへGO!⇒https://www.mext.go.jp/joho-hiroba/
皆様のお越しをお待ちしています。是非、お気軽にお立ち寄りください。

文部科学広報

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学広報　令和２年９月号　No.250

（発行・著作）
文部科学省大臣官房総務課広報室
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL：03-5253-4111（代表）
URL：https://www.mext.go.jp/
E-mail：mextjnal@mext.go.jp